

「はい、こちら企業の  
労働110番です」

名北協會相談員日誌 62



# まちかど企業の 労働110番です

一般社団法人 名北労働基準協会  
事業企画推進部課長代理・労務管理推進室長

社会保険労務士 藤原朋子

### 36協定の特別条項と過重労働

力月45時間、1年で360時間等)ただし、この限度時間をやむを得ず超える場合、臨時、突発的な事由に限りますが「特別条項」でその時間を定めることにより、年間の半分の期間について、はその定めた範囲内の時間外労働を行わせることができます。

えます。労災の認定における  
いは、脳・心臓疾患に  
ついて時間外労働が発症前  
前1カ月間におおむね1  
00時間もしくは発症前  
2カ月ないし6カ月にわ  
たって1カ月あたり平均  
80時間を超えると、業務  
との関連性が強いものと



合、企業は安全配慮義務違反を問われ、非常に大きな代償を背負わなくてはなりません。つい先日も、居酒屋チエーン店勤務で過労自殺した方の遺族が会社と1億3千万円で和解したとの報道がありましたが、このように

有害性を、多くの方が関わり、網羅的に見つけ出し、これを除去、低減するリスクアセスメントを行なうことが有効とされています。

従業員と企業の双方を守るために、労務担当者は、物理的に起こる事故だけでなく、労働時間など労働全般についてのリスクアセスメントを心掛けることが必要です。

法定時間外学  
校に締結する  
際には、  
ありますか？

法定時間外労働を行う  
際に締結する36協定（時  
間外・休日労働に関する  
協定）で協定できる時間  
数には、限度時間があり  
ます。（一般労働者で1

基準法上の時間外労働の違法性はなくなつたとしても、時間外労働を行わせるには十分な注意が必要です。

長時間労働は、労働者の心身に大きな影響を与

して取り扱われます。精神疾患についても発症前1カ月に160時間、3週間で120時間の時間外労働があれば、業務との関連が認められます。

長時間労働が原因となる病気で従業員が倒れたり、過労自殺に至った場合

職務の潜在的な危険性、労働災害の防止には、職員が過重労働に倒れてしまつたら、会社の業務多額の賠償に企業イメージの悪化も避けられません。

平成28年2月26日開催  
第5回労働トラブル防止  
総合講座では、「労働リ  
スクアセスマントと安全  
配慮義務」と題し、弁護士  
の庄司俊哉氏に労働全  
般へのリスクアセスマント  
等についてお話をいただ  
きます。ぜひともご受講  
いただきますようご案内  
申し上げます。詳しくは、  
当協会総合受付（☎05  
2-1961-1666）  
まで。

申上げます。詳しくは、  
当協会総合受付（**05**  
**2-961-1666**）  
まで。  
イラスト・森沢康代